

# PHG 旅行株式会社募集型企画旅行条件書

## 1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」および同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

## 2. 募集型企画旅行契約

- この旅行は、PHG 旅行株式会社（東京都港区西麻布1-2-7、観光庁長官登録旅行業第2096号以下、「当社」といいます）が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下、「旅行契約」といいます）を締結することになります。
- 旅行契約の内容・条件は、パンフレット（以下、「パンフレット等」といいます）、旅行条件書、ご出発前にお渡しする確定書面（以下、「最終旅行日程表」といいます）および当社旅行業約款の募集型企画旅行契約の部（以下、「当社約款」といいます）等によります。当社約款は当社ホームページ（<https://travel.premierhotel-group.com/pdf/condtion.pdf>）にてご覧いただくことができます。尚、当社は国土交通省が定める標準旅行業約款を採用しております。
- 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って送迎・宿泊機関等の提供する送迎、宿泊、その他の旅行に関するサービス（以下、「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

## 3. 旅行のお申込み

- 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、下記申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金の一部として取り扱います。
- 当社は電話、郵便およびファクシミリ、インターネット、その他の通信手段による旅行契約のお申込みを受付けることがあります。この場合、契約はお申込みの時点では成立しておらず、当社が契約の締結を承諾した旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、申込書の提出と申込金をお支払いいただきます。この期間内に申込金のお支払いがない場合、当社はお申込みがなかったものとして取り扱います。ご出発まで一定以上の日数がない場合、お申込みをお断りさせていただく場合があります。
- 申込金は「お支払い対象旅行代金」、「取消料」、「違約料」のそれぞれに一部または全部として取り扱います。

旅行代金	お申込金（おひとり）	
	出発日の前日から起算して遡って60日目に当たる日まで	出発日の前日から起算して遡って61日目以前（※）
50万円以上	10万円以上旅行代金まで	10万円以上旅行代金の20%以内
30万円以上 50万円未満	5万円以上旅行代金まで	5万円以上旅行代金の20%以内
15万円以上 30万円未満	3万円以上旅行代金まで	3万円以上旅行代金の20%以内
10万円以上 15万円未満	2万円以上旅行代金まで	2万円以上旅行代金の20%以内
10万円未満	旅行代金の20%以上旅行代金まで	旅行代金の20%

※次の場合には、旅行代金の20%を超える金額を申込金として取受することがあります。  
①当社が取引条件説明書面でお申込金の使途を表示する場合 ②その他お客様が希望した場合 ※ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

## 4. 団体・グループ契約

- 当社は、団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結および解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- 契約責任者は、当社が定める日までに構成者の名簿を当社に提出していただきます。
- 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何ら責任を負うものではありません。
- 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後において、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

## 5. 申込条件

- お申込み時点で20歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。
- 旅行開始時点で15歳未満の方は、保護者の同行が必要です。
- 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- 健康を損なわれている方、心身に障がいのある方、アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、補助犬をお連れの方、その他特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込時にお申し出ください（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください）。改めて当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要とされる措置の内容を具体的に申し出てください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じますが、医師の診断書を提出していただく場合もあります。これに際して、お客様の状態および必要とされる措置の内容についてお客様にお伺いし、または書面でもそれを申し出いただくことがあります。なお、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合、または渡航先へ入国できるかどうか不安がある場合には旅行契約のお申込みをお断りし、または旅行契約を解除させていただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のため介助者・同伴者の同行などを条件とさせていただくか、あるいは参加をお断りさせていただく場合があります。
- お客様のお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様のご負担とさせていただきます。
- お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により医師の診断または加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施を図るため必要な措置をとらせていただきます。なお、これにかかるとの費用はお客様のご負担となります。
- お客様のご都合による別行動は原則としてできません。
- お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時等の連絡が必要です。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または募集型企画旅行の円滑な実施を妨げる恐れがある当社が判断する場合には、ご参加をお断りする場合があります。
- 日本以外の国籍をお持ちのお客様は別途の手続・手配等が必要となる場合がありますので、必ずお申込み時にお申し出ください。
- お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋等その他の反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りします。
- お客様が、当社らに対して暴力的または要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社らの信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為、またはこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- その他、当社らの業務上の都合により、お申込みをお断りする場合があります。

## 6. 契約の成立

- 第3項（1）および（2）の電話によるお申込みの場合、旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金の受領をしたときに成立いたします。
- 第3項（2）の郵便およびファクシミリその他の通信手段による旅行契約のお申込み

の場合、旅行契約は申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約の締結を承諾する通知を出した時に成立いたします。

- 当社指定の銀行口座への旅行代金の振り込みがあった場合には、当社の領収書は銀行の発行する振込受領書をもって代えさせていただきます。

## 7. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- 当社は旅行契約成立後速やかに旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面は、パンフレット、旅行条件書、申込書控え等により構成されます。
- 当社はお客様に、受付時間・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を運くとも旅行開始日の前日までにしてお渡しいたします。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日までにお渡しすることがあります。お渡し方法には、郵送、電子メール、インターネットでのご案内を含みます。また、お渡し前であっても、お問い合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。

## 8. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行契約成立後、当社が指定する期日までに全額をお支払いいただきます。

## 9. お支払い対象旅行代金

お支払い対象旅行代金とは、パンフレット等の旅行代金に追加代金を加え、割引代金を差し引いた金額をいいます。この合計金額は「申込金」、「取消料」、「違約料」、「変更補償金」を算出する際の基準となります。

## 10. 旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した航空機、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃・料金（燃油サーチャージ等や宿泊機関が課す諸税は含まれません。ただしパンフレット等で総額表示として旅行代金に燃油サーチャージ、宿泊機関が課す諸税を含んで表示した場合は除く）また、パンフレット等でファーストクラス席、ビジネスクラス席と明示されていない場合は、エコノミークラス、鉄道は普通車を利用します。
- 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金（空港・駅・港と宿泊場所、ただし旅行日程にお客様負担である旨表記してある場合を除きます）
- 旅行日程に明示した観光料金（バス料金等・ガイド料金・入場料等）
- 旅行日程に明示した宿泊料金およびサービス料金（パンフレット等に特に別途の記載がない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします）
- 旅行日程に明示した食事料金（機内食は除外（航空会社によって異なります）詳しくは担当者にお問い合わせください）および税・サービス料金
- 添乗員同行の添乗員の同行費用 ※上記諸費用はお客様の都合により一部利用されない場合においても払い戻しいたしません

## 11. 旅行代金に含まれないもの

第10項のものは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示します。

- 超過手荷物料金（各運送機関で定めた重量・容量・個数を超える分について）
- クリーニング代、電話代、チップ、その他追加飲料等個人的諸経費およびそれに伴う税・サービス料
- 傷害、疾病に関する医療費
- 渡航手続関係諸費用（旅券印紙代・証紙料金・査証料・予防接種料金・渡航手続代行に対する旅行業務取扱料金等）
- 日本国内における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費および旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費
- 手荷物の運搬料金：お1人様スーツケース1個の手荷物運搬料金（お1人様20kg以内が原則となっておりますが、ご利用等級や方面によって、または航空会社によって異なりますので詳しくは担当者にお問い合わせください）手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関に委託手続きを代行するものです。
- 日本国内の空港施設使用料、旅行日程中の各国空港税・出入国税などの空港諸税
- オプションツアー（別途料金の小旅行）の料金
- その他（パンフレット等）で「〇〇料金」と称するもの
- 運送機関の課す付加運賃・料金（燃油サーチャージ）
- 宿泊機関が課す諸税

## 12. 追加代金および割引代金

- 第10項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます（あらかじめ旅行代金に含めて表示した場合を除きます）。

- 1人部屋を使用される場合の追加代金（大人・子供一律1名様）
- ホテルまたは部屋タイプのグレードアップのための追加代金
- 「食事なし」コース等を基本とする「食事付き」コース等との差額代金
- ホテルの宿泊延長のための追加代金
- その他、パンフレット等において「〇〇（追加）代金」と称するもの

## 13. お客様が発売までに実施する事項

- ご旅行に要する旅券の取得および残存有効期限の確認・査証・再入国許可および各種証明書の取得および出国手続書類の作成等はお客様ご自身の責任で行って頂きます。
- 渡航先の衛生状況については厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ（<https://www.forth.go.jp/>）でご確認ください。
- 渡航先（国または地域）によっては外務省「海外安全情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合がありますので、お申込みの際、予約担当者にお問い合わせください。外務省「外務省海外安全ホームページ（<https://www.anzen.mofa.go.jp/>）」外務省領事局 領事サービスセンター（海外安全相談班）TEL（代表）03-3580-3311（内線：2902、2903）でもご確認ください。
- 旅行期間中、緊急事態発生などの安全に関する情報をメール等で受け取れる外務省のシステム「たびじ」への登録をおすすめします。（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>）

## 14. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して旅行日程・旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

## 15. 旅行代金の変更

当社は旅行契約締結後、次の場合を除き旅行代金および追加代金、割引代金の変更は一切いたしません。

- 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、募集型企画旅行の募集の際に明示した時点において有効なものとして公示されている適用運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超過して改訂されたときは、その改訂差額を旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額・変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様に通知いたします。
- 契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社は変更差額だけ旅行代金を減額します。
- 第14項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料・違約料その他既に支払い、又は



これから支払わなければならない費用を含みます)が増加したときは、旅行サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足(オーバーブック)による変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更する場合があります。

- (4) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責任に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更する場合があります。

## 16. お客様の交替

- (1) お客様は、当社の承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位をお客様が指定した第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に記入のうえ1人あたり1万円(税込)の手数料をお支払いいただきます。ただし、当社は、業務上の都合により、お客様の交替をお断りする場合があります。
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は、当社が承諾しかつ手数料を受理したときに効力を生ずるものと、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者がお客様から旅行契約に関する一切の権利および義務を継承することになります。

## 17. 旅行契約の解除・払い戻し

- (1) 旅行開始前
- ①お客様の解除権
- ア お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、お申込みの営業所の営業時間内でお受けいたします。(お申し出の期日より取消料の額に差が生じることもありますので、お申込みの営業所の営業日、営業時間、連絡先等はお客様自身でも必ずご確認ください)
- イ 旅券、査証、その他渡航手続き上の事由による旅行契約解除の場合も上記の取消料の対象になります。
- ウ お客様は次の項目に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除できます。
- ア 第14項に基づき、契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第25項別表左側に掲げるもの、その他の重要なものである場合に限りします。
- イ 第15項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。
- ロ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ハ 当社がお客様に対し、第7項(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡しできなかったとき。
- ニ 当社の責に帰すべき事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能になったとき。
- ヘ 当社は本項「(1)①ア、イ」により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き、払い戻しをいたします。取消料が申込金で賄えないときは、その差額を申受けます。

### ■取消料

旅行契約の解除日 (旅行開始日の前日から起算して遡って)	特定日に旅行を開始する旅程	特定日以外に旅行を開始する旅程
40日前～31日以前	旅行代金の10%	無料
30日前～3日前以前	旅行代金の20%	
2日前～当日	旅行代金の50%	
旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金の全額	

\*特定日: 4/27・5/6、7/20・8/31、12/20・1/7

### ②当社の解除権

- ア お客様が第8項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項「(1)取消料」に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- イ 次の項目に該当する場合は、当社はお客様に理由を説明して旅行契約を解除することができます。
- ア お客様が当社のあらかじめ明示した年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- イ お客様が病氣、あるいは必要な介助者の不在等その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- ロ お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
- ハ お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- ニ お客様の人数がパンフレット等に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、特定日に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日目に当たる日より前に、また同期間以外に旅行開始するときは、旅行開始の前日から起算してさかのぼって23日目に当たる日より前に旅行中止の通知をいたします。
- ヘ スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成立しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
- ヘ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ヘ お客様が第5項(11)から(13)までのいずれかに該当する事が判明した場合。
- ウ 当社は本項「(1)②ア」により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻しいたします。

### (2) 旅行開始後

#### ①お客様の解除・払い戻し

- ア お客様のご都合により旅行契約を解除または一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- イ お客様の責に帰さない事由により契約書面に記載した旅行サービスの提供を受けられなくなった場合には、お客様は、当該不可能になった旅行サービス提供にかかわる部分の契約を、取消料を支払うことなく一部解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供にかかわる部分に相当する代金をお客様に払い戻しいたします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを払い戻しいたします。

#### ②当社の解除・払い戻し

- ア 旅行開始後であっても、次の項目に該当する場合は、当社はお客様に理由を説明して、旅行契約の部または一部を解除することができます。
- ア お客様が病氣、あるいは必要な介助者の不在等その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
- イ お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員、現地係員その他の者による当社の指示に従わないとき、またこれらの者または他の旅行者に対する暴行または脅迫等により、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- ロ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令とその他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって旅行の継続が不可能になったとき。
- ハ お客様が第5項(11)から(13)までのいずれかに該当する事が判明した場合。
- イ 解除の効果および払い戻し 本項「(2)②ア」に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除するためにその提供を受けられなかった旅行サービスを提供したときは、取消料、違約料その他の名目で既に支払い、または支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がこれまでその提供を受けていない旅行サービスにかかわる部分の費用から当社が当該旅行

サービス提供者に支払いまたはこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

- ウ 本項「(2)②ア」のa、cにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様の差しに応じお客様が負担で出発地に戻るための必要な手続きをいたします。
- エ 当社が本項「(2)②ア」の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。
- (3) 旅行代金の払い戻しの期間
- 当社は、第15項の(2)(3)の規定により旅行代金を減額した場合、お客様もしくは当社が旅行契約を解除し払い戻すべき金額が生じたときは、当社の旅行開始前の解除による払い戻し戻金は、将来に向かってのみ消滅し7日以内に、旅行代金の減額または旅行開始後の解除による払い戻し戻金についてはパンフレット等に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払い戻しいたします。
- (4) 本項(3)の規程は、第22項または第24項で規定するところにより、お客様または当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

## 18. 旅程管理

- 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合、この限りではありません。
- (1) お客様が旅行中、旅行サービスを受けられないおそれがあるとき、変更後の旅行日程に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。
- (2) 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるをえないときは、代替サービスの手配を行います。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることと、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努めます。
- (3) 保護措置
- 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様が当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければならないものとします。

## 19. 当社の指示

お客様は、旅行開始から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただく時は、自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

## 20. 添乗員

- (1) 添乗員同行の有無はパンフレット等に明示いたします。
- (2) 添乗員同行する旅行においては添乗員が、添乗員が同行しない旅行においては旅行先における現地係員が、旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務およびその他当社が必要と認める業務の全部または一部を行います。
- (3) 添乗員が同行しない旅行においては、現地における当社の連絡先を最終旅行日程表に明示いたします。
- (4) 添乗員の業務は原則として、8時から20時までといたします。
- (5) 添乗員は旅程管理に万全を尽くすため、お客様と同行させていただきます。なお、労働基準法の定めからも勤務中、一定の休憩時間を適宜取得させることが必要ですので、お客様各位のご理解とご高配をお願い申し上げます。

## 21. 当社の責任

- (1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者の故意または過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。(損害発生の日より起算して2年以内に当社に対して通知が限られます)
- (2) 手配代行者とは、当社が旅行先において、お客様に提供する運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機、鉄道、バス、ホテル等)の手配を当社に代わって手配をする(現地手配会社)をいいます。
- (3) 当社の責任の範囲は、当社または上記手配代行者の故意・過失により、お客様に損害を与えた場合までに限られ、当社または手配代行者が手配した運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機、鉄道、バス、ホテル等)の故意・過失により、お客様に損害を与えたときは、当該旅行サービス提供機関の責任となります。
- (4) 当社としては、海外旅行保険のご加入を強くお勧めいたします。
- (5) お客様が次に明示するような当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由により、損害を被られた場合は、当社は本項(1)の責任を負いません。
- ア 天災地変、戦乱、暴動、またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- イ 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ウ 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらによって生じる旅行内容の変更、旅行の中止
- エ 自由行動中の事故
- オ 食中毒
- カ 盗難・詐欺等の犯罪行為
- キ 運送・宿泊機関等の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更などまたはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞り時間の短縮
- ク 運送・宿泊機関等の事故、火災または第三者の故意または過失によりお客様が被られた損害事故による傷害治療費用、病氣による死亡・治療費用、賠償責任、救済費用等には一切適用されません。
- ケ その他、当社の関与し得ない事由
- (6) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)の規定にかかわらず、損害発生の日より起算して21日以内に当社に対して申出があった場合に限り、旅行者1名につき15万円を限度に賠償いたします。(当社または当社の手配代行者に故意または重大な過失がある場合を除きます)

## 22. 特別補償

- (1) 当社は前項(当社の責任)が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故によって身体に損害を被ったときに、お客様またはその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金および通院見舞金を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金を支払います。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、その他当社約款特別補償規程第18条2項に定める品目については補償いたしません。※事故による傷害治療費用、病氣による死亡・治療費用、賠償責任、救済費用等には一切適用されません。
- (2) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等の他、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスキューバダイビング、ハングライダー搭乗、超軽運動機(モーターグライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金および見舞金をお支払いいたしません。ただし当該運動が旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (3) 本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨パンフレット等に明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- (4) 当社が、本項(1)に基づく補償金支払義務と前項による損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

## 23. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被った場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。



- (2) お客様は当社と旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報を活用し、お客様自身の権利、義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後においてパンフレット等に記載の旅行サービスを円滑に受領するため、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたことと認識されたときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者または、当該旅行サービスの提供者等に申し出なければなりません。

## 24. 情報提供

- (1) 当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第22項(特別補償)の規定は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

## 25. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①②を除く)、旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお支払いいたします。ただし、当該変更事項について当社に第21項(1)に基づく責任が発生することが明らかな場合にはこの限りではありません。
  - ①次に掲げる事由による変更の場合は、変更補償金を支払いません。(ただし、旅行サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足(オーバーブック)が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います)
    - ア 旅行日程に支障をもたらす悪天候・天災地変
    - イ 戦乱
    - ウ 暴動
    - エ 官公署の命令
    - オ 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
    - カ 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
    - キ 旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置
  - ②第18項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分にかかわる変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
- (2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。変更補償金の額が1,000円未満であるときは当社は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第22項が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更にかかわる変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害補償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺しその残額を支払います。
- (4) 当社は、お客様が同意された場合、同等価値以上の物品・旅行サービスの提供をもって、金銭による変更補償金の支払いに代えていただくことがあります。

当社が変更補償金を支払う変更	変更保証金額＝ 1件につき下記の率×お支払い対象旅行代金	
	旅行開始日の前日までにお客様	旅行開始日以降にお客様に通知
① 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日	1.5%	3.0%
② 契約書面に記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含む)その他旅行目的地の変更	1.0%	2.0%
③ 契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級および設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0%	2.0%
④ 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名	1.0%	2.0%
⑤ 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥ 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦ 契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面の宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0%	2.0%
⑧ 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑨ 上記①～⑧に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

- 注1: 最終旅行日程表が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「最終旅行日程表」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と最終旅行日程表の記載内容との間または最終旅行日程表の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
- 注2: ③または④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。
- 注3: ④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級または設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注4: ⑦の宿泊機関等の等級は、旅行契約締結時当該方面のパンフレット等に記載しているリストまたは当社の営業所もしくは当社のウェブサイトで見聞に供しているリストによります。
- 注5: ④⑦⑧に掲げる変更が1乗車船等または泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等または1泊につき1件として取り扱います。
- 注6: ⑨に掲げる変更は、①から⑧までの率を適用せず、⑨によります。

## 26. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2019年11月1日を基準としています。また旅行代金は、パンフレット等に明示した日を基準としています。

## 27. 通信契約の旅行条件

通信契約による旅行契約は、電話によるお申込みの場合は当社がお客様からのお申込みを承諾した時に成立するものとします。郵便その他の通信手段によるお申込みの場合は、当社が旅行契約を承諾する旨の通知を発したときに成立するものとします。ただし、e-mail、ファクシミリ等の電子承諾通知の方法で通知した場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

## 28. その他

- (1) お客様が個人的な案内・買い物等を添乗員・現地係員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用をお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様の便宜を図るため土産物店等にご案内をすることがありますが、お買い物の際しましては、お客様の責任でご購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてご用意いただき、その手続きは、土産店・空港等で確認のうえ、お客様ご自身で行ってください。ワシントン条約や国内諸法令により日本への持込が禁止されている物品がございますので、ご購入には十分ご注意ください。
- (3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4) 子供代金および幼児代金は、コースによって規定が異なります。
- (5) 当社が旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについては、最

- 終旅行日程表に記載している出発空港または出発地を出発(集合)してから、当該空港または当該地に帰着(解散)するまでとなります。海外発着のものについては、日程表等でご案内した海外での集合場所に集合してから、海外の解散場所で解散するまでとなります。
- (6) 日本国内の空港から本項(5)の発着空港、発着地までの区間を別途手配する場合、当該区間は募集型企画旅行契約の範囲に含まれません。
- (7) 契約に関するお客様と当社との紛争については、日本国内の裁判所のみが管轄を有し、日本法に準拠するものとします。

〈旅行代金の返金に関するご注意〉

当社では、お客様のご都合による取消しの場合および返金が生じた場合、返金に伴う取扱手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。また金融機関のお客様の口座への振込みとさせていただきます。

〈空港諸税・燃油サーチャージについて〉

- (1) 旅行代金には、空港諸税および燃油サーチャージは含まれておりません。(パンフレット等で総額表示として旅行代金に燃油サーチャージを含んで表示した場合は除く)。空港諸税および燃油サーチャージは、旅行契約成立時点において確定した金額の日本円換算額を別途お支払いいただきます。それ以降の為替相場の変動による追加徴収、返金はいたしません。
- (2) 上記にかかわらず、空港諸税・燃油サーチャージ等の新設や増額、減額の場合には、当該時点における当社発券レートにて再度空港諸税・燃油サーチャージ等を円換算し、上記確定した日本円換算額との差額を追加徴収、返金させていただきます。(パンフレット等で総額表示として旅行代金に燃油サーチャージを含んで表示した場合は、燃油サーチャージ等の増減による追加徴収および返金はいたしません)。
- (3) 燃油サーチャージの値上げを理由とした解除の場合には所定の取消料を申受けます。お申込みの際および申込書への記入において氏名(スぺル)はご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りにご記入ください。お客様の氏名(スぺル)を誤ってお申込みされた場合、航空券の再発券、関係する機関への氏名訂正などが必要になり、所定の取消料を申し受けます。また運送・宿泊機関の事情により氏名の訂正が認められない場合、旅行契約を解除し所定の取消料を支払う場合もございます。

## お客様へ『ご案内とご注意』

### 《パスポート(旅券)とビザ(査証)について》

- お客様のパスポートが今回のご旅行に必要な残存有効期限を満たしているか、また、旅行先の国にビザが必要かどうかをご自身でご確認のうえ必要な手続きをお済ませください。
- アメリカ合衆国へのご旅行または経由をされるお客様は、お持ちのパスポートがI C旅券かどうかをご確認ください。お持ちのパスポートがI C旅券ではない場合アメリカのビザが必要となります。アメリカのビザを取得されるか、もしくはパスポートを更新してください。
- 日本国籍以外の方はご自身にて自国の領事館、渡航先の領事館、入国管理事務所等にお問い合わせのうえ、ビザおよび再入国許可、パスポートの残存有効期間等の確認および手続きをお済ませください。
- 募集型企画旅行では、各種変更の場合には一旦取消した後に新規予約として取り扱います。その際に取消料の発生する対象期間内の場合には取消料の対象となります。変更とは出発日および帰国日の日程変更、滅延泊、コース変更(航空会社、ホテル、観光内容等)旅行者の名前の変更(交替になる場合を除く)などを含みます。

### 《特別な配慮を必要とされるお客様へ》

- お体の不自由なお客様、慢性疾患、妊娠中の方などはご旅行のお申込み時にその旨をお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲で応じます。また、診断書の提出や介護者・同伴者の同行などを条件とさせていただきます。ご参加をお断りさせていただく場合もございます。その他、当社の業務上の都合によりご参加をお断りさせていただく場合もあります。

### 《海外安全情報について》

- ご旅行のお申込み後、ご旅行目的地に「不要不急の渡航は止めてください」以上が発出された場合、当社は旅行契約の内容を変更または解除することがあります。しかし、各種情報をもとにお客様の安全の確保および旅程管理が出来ると判断した場合には、旅行を催行いたします。この場合においてお客様の判断において旅行を取りやめられる場合、当社は所定の取消料を申し受けます。

### 《海外旅行保険について》

- ご旅行中の病気や事故、盗難などに備え、海外旅行保険に加入されること強くをお勧めいたします。海外での治療費や賠償金は高額になる場合があります。

### 《ご旅行をお楽しみいただくために》

- ご旅行中に提供された旅行サービスがパンフレット等に記載の内容とは異なることと認識された場合はご旅行中に速やかに申し出ください。ご帰国後のお申し出の場合では対応しかねる場合もございます。

### 《事故等のお申し出について》

- 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする緊急連絡先にご通知ください。もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。

### 《航空会社のサービスについて》

- 航空会社による座席配分または航空機の座席配列は混雑状況、チェックインの時間等により、グループ、カップル、ハナムーン、ご家族でご参加の場合でも隣合わせの席や通路側、窓側その他ご希望に添えない場合があります。
- 悪天候、天災地変、交通機関の遅延・不通・スケジュールの変更・ストライキ・経路変更等による旅行日程の変更、目的地滞り期間の短縮および観光地の変更・削除などが生じる場合があります。このような当社の関与しない事由の場合当社は免責となりその責任は負いかねますが、当初予定する日程に従った旅行サービスが提供できるよう手配努力します。その場合、現地に追加手配した交通費・宿泊費等はお客様の負担となります。